

令和4年度大江町原油価格・物価高騰対策補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰（以下「物価高騰」という。）を受けながらも、事業を継続し今後も継続していく事業所に対し補助することにより物価高騰による事業所の運営負担軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぎ、もって事業所の運営の向上に資することを目的とする。また、この補助金交付に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象になる者は、次の各号に掲げるすべてを満たす法人又は個人事業主（以下「対象者」という。）とする。ただし、補助金の交付は同一の対象者に対して1度に限るものとする。

- (1) 令和4年8月1日（以下「基準日」という。）時点で大江町に事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で定める中小企業若しくは小規模企業者、又は、個人事業主であること
- (2) 基準日において前号に掲げる事業所等を休止していない法人又は個人事業主であること。
ただし、運営している事業所等の一部を休止している法人又は個人事業主を除く
- (3) 令和元年分から令和3年分のいずれかの年の事業収入が年100万円以上であること
- (4) 町税等を滞納していないこと
- (5) 大江町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第1号）第2条第1項第1号、2号及び3号に該当しないもの

(補助金の額)

第3条 この補助金の額は、1事業所あたり法人10万円、個人事業主5万円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 対象者が補助金の交付を受けようとするときは、令和4年度大江町原油価格・物価高騰対策補助金申請書兼実績報告書（様式第1号）に、申請書様式で定める書類を添えて町長へ提出しなければならない。

- 2 前項に規定する交付申請は令和4年8月1日から令和4年10月31日までに行わなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の申請を適当と認める場合は、速やかに交付の決定及び額の確定を行い令和4年度大江町原油価格・物価高騰対策補助金交付（不交付）決定及び額の確定通知書（様式第2号）により通知する。

(不補助要件)

第6条 第4条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行うもの
- (3) 宗教上の組織若しくは団体
- (4) 政治団体
- (5) 系統出荷による収入のみである個人農業者及び農事組合法人
- (6) 町で実施する同一内容の補助事業該当者
- (7) 前各号に掲げる者の他、本補助金の趣旨・目的から適切でない町長が判断するもの

2 上記各号のいずれかに該当する場合は、第5条の令和4年度大江町原油価格・物価高騰対策補助金交付（不交付）決定及び額の確定通知書（様式第2号）により不交付決定通知を送付する。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定に関わらず、第4条の規定による申請をもって実績報告に代えるものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消す。また、交付を受けた者は交付決定した補助金を返還するものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき

(関係書類の保存)

第9条 補助金の交付を受けた者は、第4条の交付申請に添付した書類の原本を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間（令和9年度まで）保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。